

2024年9月号 (Vol.64)

タックスヘイブン対策税制に関する最新最高裁判例 (最高裁令和6年7月18日第一小法廷判決)

- I. はじめに
- II. 本件の関連規定
- III. 本件の事案の概要
- IV. 判決の内容
- V. 検討

森・濱田松本法律事務所
弁護士・税理士 大石 篤史
TEL. 03 5223 7767
atsushi.oishi@mhm-global.com
弁護士 中村 太智
TEL. 03 5293 4925
taichi.nakamura@mhm-global.com
弁護士 若林 慶太郎
TEL. 03 5220 1974
keitaro.wakabayashi@mhm-global.com

本判決のポイント

- 本判決は、タックスヘイブン対策税制について、納税者勝訴とした高裁判決を覆し、争点となった関連規定の趣旨と保険取引の性質を重視し、納税者敗訴の結論を導いたものです。
- 本件では、日本企業が、発行済み株式のすべてを間接保有している軽課税国に所在する外国子会社が受領していた収入保険料に関して、タックスヘイブン対策税制が適用除外となる「非関連者基準」が充足されるか、すなわち、当該子会社の所得が親会社である日本企業の所得とみなされ合算課税を受けるかが争点となりました。
- 平成29年度税制改正によるタックスヘイブン対策税制の大幅な改正以前の法令が適用された事案ですが、争点となった関連規定の文言及びコンセプトは現行法上も引き継がれており、実務上今後も参考になります。

I. はじめに

タックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）は、外国子会社等を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社等（以下「特定外国子会社等」といいます。）の所得を、日本の内国法人である親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度です¹。

このような納税者の不当な税負担の軽減・回避を防止する制度であるタックスヘイブン対策税制の適用について、東京高裁は、争点となった関連規定の文言の解釈に基づく判断をし、納税者勝訴の判決を下したことで、大きな注目を集めました。もっとも、最高裁は、争点となった関連規定の趣旨と保険取引の性質を重視して、かかる東京高裁判

¹ 国税庁「外国子会社合算税制に関する Q&A（平成29年度改正関係等）」（令和元年6月改訂版）（<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/index.htm>）5頁参照。

TAX LAW NEWSLETTER

決を覆し、納税者敗訴の結論を導きました。本ニュースレターでは上記各判決を紹介するとともに、今後の実務へのポイントを解説します。

II. 本件の関連規定

本件にて適用されたタックスヘイブン対策税制の関連規定の概要は以下のとおりです。なお、本件の事案は、平成 29 年度税制改正によるタックスヘイブン対策税制の大幅な改正前の時期における事業年度を対象としたものであり、現行のタックスヘイブン対策税制の規定とは異なります。もっとも、現行のタックスヘイブン対策税制においても、その文言及びコンセプトは引き継がれており、依然として本件の最高裁判決が参考となるといえます。以下では、(別途の言及がない限り) 本件の事案当時のタックスヘイブン対策税制の関連規定を前提に説明します。

タックスヘイブン対策税制上、日本の内国法人等が、実質的活動を伴わない外国子会社等を利用することなどにより、税負担を軽減・回避する行為に対処する趣旨の下、日本における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定められる、一定の軽課税国に所在する特定外国子会社等の所得は、原則としてその特定外国子会社等の一定の株式等を保有する内国法人の所得に合算されるものとされています(租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)68条の90、租税特別措置法施行令(以下「措置法施行令」といいます。)39条の114)。

もっとも、特定外国子会社等に該当するとしても、一定の要件が充足される場合には、当該特定外国子会社等の所得について、タックスヘイブン対策税制は適用されず、親会社たる内国法人の所得に合算課税されないこととなります。

本件では、上記のタックスヘイブン対策税制の適用から除外されるための一定の要件(以下「適用除外要件」といいます。)のうち、主たる事業が卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業、航空機貸付業の場合に適用される、非関連者基準(主として当該特定外国子会社等に係る所定の関連者以外の者と取引を行っていること)が主要な論点となりました。

非関連者基準については、原則として、各事業年度の収入金額等の合計額のうち、関連者以外の者から収入するものなどの合計額の割合が 50%を超える場合にこれを満たすとされています(措置法施行令 39 条の 117 第 8 項各号)。

そして、特定外国子会社等の主たる事業が保険業である場合には、当該各事業年度の収入保険料の合計額のうち、「当該収入保険料で関連者以外の者から収入するもの」の合計額の占める割合が 50%を超える場合に非関連者基準を満たすとされています(措置法施行令 39 条の 117 第 8 項 5 号)。

さらに、かかる「当該収入保険料で関連者以外の者から収入するもの」については、当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、特定外国子会社等の「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に

TAX LAW NEWSLETTER

係る収入保険料」に限るとされています（同号括弧書き。以下「本件括弧書き」といいます。）。

本判決においては、本件括弧書きが適用されるか否かが主要な争点となりました。

Ⅲ. 本件の事案の概要

本件は、自動車の製造、売買等を目的とする日本法人（以下「被上告人」又は「原告」といいます。）が、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結事業年度及び課税事業年度（以下これらを併せて「本件事業年度」といいます。）に係る法人税及び地方法人税の確定申告において、被上告人がその株式のすべてを間接保有し、無税である英領バミューダ諸島で設立された保険業を主たる事業とする外国法人 A 社の所得について、A 社の主たる事業は保険業であり、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件（本件では非関連者基準）を満たすとして同税制を適用しなかったところ、処分行政庁が、本件事業年度において A 社が受領していた収入保険料について、非関連者基準が満たされないとして、タックスヘイブン対策税制（措置法68条の90第1項）を適用し、各増額再更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を行った事案であり、その概要は以下のとおりです。

メキシコ合衆国に所在し、金融業を営む、外国法人 B 社（A 社の関連者）は、被上告人の企業グループが製造する自動車を割賦で購入しようとする者（以下「本件各顧客」といいます。）との間で、購入資金を貸し付けることを内容とする契約（以下「本件クレジット契約」といい、本件クレジット契約に基づく貸金債権を「本件クレジット債権」といいます。）を締結していました。

本件クレジット契約には、大要、下表の内容が規定されていました。

- | |
|---|
| <p>① 本件各顧客は、B 社を最優先の受益者として指定して、本件クレジット債権の未償還残高等を保障する生命保険及び本件クレジット債権の月額賦払金の少なくとも6か月分を保障する失業等に係る保険を内容とする保険契約を締結しなければならない。</p> <p>② 本件各顧客が上記①の保険契約を締結しない場合は、B 社は、所定の保険契約を締結し、これに本件各顧客を加入させることができ、本件各顧客は、当該保険契約に係る費用を支払わなければならない。</p> |
|---|

B 社は、メキシコ合衆国に所在し、保険業を営む、外国法人 C 社（A 社の非関連者）との間で、保険契約（以下「本件元受保険契約」といいます。）を締結し、B 社は、本件各顧客が本件クレジット契約において規定されている保険契約（上表①の保険契約）を締結しない場合、本件各顧客を本件元受保険契約に加入させた上で、本件各顧客から本件元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収し、C 社は B 社から本件元受保険契約に係る収入保険料を受領していました。

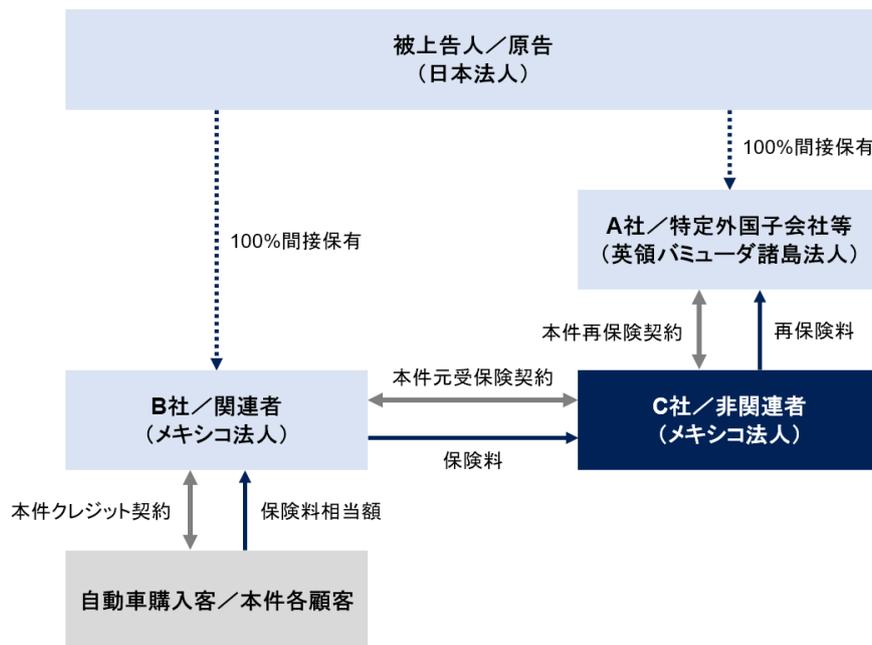
TAX LAW NEWSLETTER

また、本件元受保険契約には、大要、下表の内容が規定されていました。

- ① B社を優先受益者に指定し、この指定を取り消すことができない。
- ② 本件各顧客の死亡及び恒久的な全身の障害が発生した場合、C社は、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の未償還残高をB社に支払う。
- ③ 本件各顧客の失業及び一時的な全身の障害が発生した場合、C社は、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の月額賦払金6か月分を優先受益者（B社）に支払う。

A社とC社は、C社が本件元受保険契約において引き受ける全保険リスクの70%をA社に対して再保険に付し、A社がこれを引き受けることを内容とする再保険契約（以下「本件再保険契約」といいます。）を締結し、A社はC社から本件再保険契約に係る収入保険料を受領していました。

本件における関係者図は下図のとおりです。



課税庁は、タックスヘイブン対策税制を適用せずに行われた被上告人の確定申告について、当該収入保険料は特定外国子会社等であるA社に係る関連者に当たるB社の資産を「保険の目的」とする保険に係るものであり、本件括弧書きの要件を満たさず、「関連者以外の者から収入するもの」（措置法施行令39条の117第8項5号）に該当しないため、同号の割合が50%を超えず、非関連者基準が満たされない結果、A社の所得が合算課税されるとして、各増額再更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を行いました。

TAX LAW NEWSLETTER

IV. 判決の内容

1. 高裁判決（東京高判令和4年9月14日 判例タイムズ1511号128頁）

東京高裁は、次のように、納税者勝訴の判決を下しました。

まず、本件再保険契約に係る収入保険料が本件括弧書きの「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」に当たるか否かが争点とされたところ、東京高裁は、「保険業に係る非関連者基準については、特定外国子会社等とその関連者との取引が再保険の形で非関連者が介在する場合の取扱いが不明確であるとの指摘があったことから、特定外国子会社等の総保険料収入に占める非関連者からの保険料収入が過半か否かを判定する際に、保険契約によって担保される保険危険の過半が非関連者の財産等に係るものか否かという判断基準を明示することにより、その所在する国又は地域で行うことにつき経済合理性が認められない事業活動について外国子会社合算税制の潜脱を防止するという趣旨によるもの」と判示し、このような「趣旨は広く保険一般に妥当するといふべき」であることから、「本件括弧書きにいう「資産」や「損害賠償責任」は単なる例示にすぎないと解される」としています。

そして、本件元受保険契約は、本件各顧客がその生命、身体等に係る保険危険を担保することの対価として保険料を支払い、本件各顧客の死亡等の事由が発生した場合に保険金が支払われる仕組みとなっているため、本件元受保険契約は、本件各顧客の生命、身体等に対する保険危険を担保する保険であるといふべきであり、本件元受保険契約は、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産・・・を保険の目的とする保険」に当たり、本件再保険契約に係る収入保険料は、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」に当たると解するのが相当であるとされました。

以上を踏まえ、A社が受領していた収入保険料について非関連者基準は満たされ、措置法68条の90第1項（タックスヘイブン対策税制）は適用されないことになるとされました。

2. 最高裁判決（最判令和6年7月18日 裁判所ウェブサイト²）

最高裁は、上述の東京高裁判決を覆し、納税者敗訴の判決を下しました。

最高裁は、「本件括弧書きは、特定外国子会社等が関連者との間の保険取引に関連者以外の者を介在させた場合の収入保険料の取扱いを明確にし、上記の（関連者以外の）者を形式的に介在させることによって非関連者基準を充足させ、非関連者基準の

² https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=93220

TAX LAW NEWSLETTER

適用が除外されることとなるのを防ぐ趣旨」(括弧書きは筆者による。)であるとしました。

その上で、最高裁は、保険取引の性質に言及し、「通常、保険に加入する者は、保険金の支払いを受けることによって経済的不利益の保障、填補を受けることを目的として、保険料を負担して保険契約を締結するものと考えられることを踏まえると、本件括弧書きは、特定外国子会社等が保険者として再保険取引を行うに際し、当該再保険取引が関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保しようとするものである場合に限り、当該特定外国子会社等が再保険取引から得る収入保険料は関連者以外の者から収入するものとして扱うこととしたもの」であるため、「本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいうものと解すべきである」(下線は最高裁による。)としました。

次に、最高裁は、本件の具体的な事実関係の下において、本件再保険契約に係る保険が、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」に該当するか否かについて検討し、以下の2点のような、本件元受保険契約の実質に照らせば、本件再保険契約に係る保険は、本件事業年度における A 社に係る関連者に当たる B 社が有する資産である本件クレジット債権に係る経済的不利益を担保するものであるため、上記保険は、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」には当たらないから、A 社は本件事業年度において非関連者基準を満たさず、措置法 68 条の 90 第 1 項(タックスヘイブン対策税制)の適用が除外されることとはならないとして、適用除外要件である非関連者基準が満たされ、タックスヘイブン対策税制が適用されないとした東京高裁の判決は誤りであるとしました。

- ・ B 社は、本件クレジット契約を締結した本件各顧客が所定の保険契約を締結しない場合には、本件元受保険契約に本件各顧客を加入させ、本件各顧客から、本件クレジット債権の残高に応じて定められる本件元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収して保険料を C 社に支払っている。
- ・ 本件元受保険契約においては、B 社が優先受益者に指定され、この指定は取り消すことができないとされるとともに、本件各顧客の死亡等又は失業等の保険事故が生じた場合には、それぞれ、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の未償還残高又は月額賦払金 6 か月分に相当する保険給付を受けることとされていた。

TAX LAW NEWSLETTER

V. 検討

1. 現行のタックスヘイブン対策税制との関係

上述のとおり、本件は平成 29 年度税制改正前の時期における本件事業年度を対象とした、タックスヘイブン対策税制に係る事案であるものの、現行のタックスヘイブン対策税制においても、本件括弧書きの文言及びコンセプトは引き継がれており、本件の最高裁判決は現行法の下でも参考になると考えられます。

2. 実務上のポイント

本件は、保険業において、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件の 1 つである非関連者基準の要件がどのような場合に充足されるのかが争われた事案でした。

「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」という要件（本件括弧書き）に関して、東京高裁は、本件元受保険契約が直接担保していたのが本件各顧客の生命、身体等であったことを踏まえ、本件各顧客をその対象として判定を行ったのに対し、最高裁は、本件元受保険契約が実質的に担保していたのは B 社の経済的不利益であったことを踏まえ、本件括弧書きの趣旨及び保険取引の性質を重視して、B 社をその対象として判定を行ったものと考えられます。

租税法規は、法的安定性の観点から、みだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないと考えられており、この点は、これまでの最高裁判決でも示されてきたものの³、本件の最高裁判決では文言の文理には全く言及せず上記の判断を行っています。そのため、本件の最高裁判決を、これまでの最高裁判決と整合的に理解することができるか、といった点が議論の対象となることが予想されます。

なお、本件において、いわゆるキャプティブ保険子会社であると考えられる A 社が受領していた収入保険料は、メキシコ合衆国における所得が再保険契約によって英領バミューダ諸島に移転したにすぎず、本来、日本で課税し得た所得とは考えにくかったともいえます。また、日本の保険業法の厳しい免許制の下で日本国内に一般的にキャプティブ保険子会社を設立することは実務上極めて困難であることを踏まえると、被上告人グループのリスクを専門的に引き受けるためのキャプティブ保険子会社として A 社を日本に設立することも難しく、日本で課税されていたはずの所得が日本国外に移転していたとはいえないという面もあります。このような場合にもタックスヘイブン対策税制を適用すると、内国法人の所得が不当に日本国外に流出することを防止するタックスヘイブン対策税制の趣旨に反するのではないかという旨の指摘⁴も

³ 最判平成 27 年 7 月 17 日（裁判集民 250 号 29 頁）、最判平成 22 年 3 月 2 日（民集 64 巻 2 号 420 頁）等。

⁴ 「東京地裁、日産自への CFC 税制適用支持キャプティブ保険子会社は非関連者基準を満たしていないと判断」T&A Master 919 号 14 頁（2022）、中村繁隆・WLJ 判例コラム 271 号（2022WLJCC023）。

TAX LAW NEWSLETTER

されているところですが、一方で、このような指摘について前最高裁調査官は、法文の具体的な要件それ自体から離れて租税回避的な行動があるといえるか否かに着目するものであり、明確な規定の文理からは読み込めない目的論的解釈は相当でないとして述べているところ⁵。

外国子会社等を有する日本企業においては、常にタックスヘイブン対策税制の最新の動向に注意を払い、適時に専門家も交えて、法令に立ち返った対応策を検討することが重要であると考えられます。

文献情報

- 論文 「親族等に事業承継する者がいない場合などに検討すべき M&A とその法務と税務—第 8 回 株式の所有権の帰属—」
掲載誌 国税速報 第 6813 号
著者 小山 浩、高橋 悠、中村 太智（共著）

- 論文 「親族等に事業承継する者がいない場合などに検討すべき M&A とその法務と税務—第 9 回 資産・負債・取引関係の処理—」
掲載誌 国税速報 第 6814 号
著者 小山 浩、高橋 悠、中村 太智（共著）

NEWS

➤ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024 年 8 月 19 日より、正式に業務を開始いたしました。

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーの M&A やアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のカライアントの皆様のご近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

⁵ 志村由貴=佐藤政達「判解」ジュリスト 1596 号 111 頁（2024）参照。この他にも、真に防止すべき租税回避的な行動がされている場合よりも広範囲に課税されるオーバーインクルージョンの問題について、課税要件の明確性や制度の簡素化の要請も働く以上、真に実情に照らして租税回避として否認すべき範囲と法適用により否認されることとなる範囲とが完全に一致しなければならないとして、当該否認すべき範囲からずれる部分について目的論的解釈あるいは委任命令の法的合成の議論によってすべからず適用範囲から外されるべき理由はない旨も指摘されています。

TAX LAW NEWSLETTER

➤ AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」における「MORI HAMADA ライブラリー」提供開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、株式会社 LegalOn Technologies（本社：東京都渋谷区 代表取締役 執行役員・CEO：角田望、以下「LegalOn Technologies 社」）が提供する、法務業務全体を包括的に支援する AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」において MHM が作成する法務コンテンツを搭載した「MORI HAMADA ライブラリー」の提供を 9 月 12 日より開始することをお知らせいたします。

LegalOn Cloud において MHM が提供する「MORI HAMADA ライブラリー」では、まずは、M&A や国際取引に関するひな形、各種会社法関連書類、それらに付随する解説記事などの法務コンテンツを搭載する予定です。M&A 関連や国際取引などのより複雑かつ高い専門性が求められる案件について、必要な書式・解説を提供することで企業法務を支援いたします。これにより、複雑かつ専門性の高い案件での適切な契約リスクのコントロールや、スピード感のある対応を支援できるものと考えております。

MHM はクライアントの皆さまに対し、今後も業務に役立つ実用的な法務コンテンツを提供し、企業法務の支援を行ってまいります。